

被保険者各位

GLV健康保険組合
理事長 八木橋 望



GLV健康保険組合同規約の一部変更について

GLV健康保険組合同規約及び規程の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第 3 条 2 項に基づき、お知らせいたします。

記

立候補制の導入に伴い、関連した規約及び内容についての文書を変更する。

<規約>

(議員の任期)

第 7 条 議員の任期は、3 年とする。

- 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3～4 (略)

(当選人)

第 10 条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第 27 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。

ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

附 則 (施行期日) この規約は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

<理事及び理事長選挙執行規程>

(理事の選挙日) 第 2 条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人の確定後直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後 10 日以内に行うことができる。この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。
(立候補の届出等) 第 6 条 理事の候補者となろうとする者は、選挙日に組合会議員選挙執行規程別記第 2 号様式に準じて作成した立候補届出書により、選挙長に届け出なければならない。 2 第 2 条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事の候補者となろうとする者は、選挙期日を定めた日から、選挙の期日前 3 日までに、前条の届出を選挙長に届け出なければならない。 3 前 2 項の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、その旨公告しなければならない。 4 理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合又は選挙すべき理事の定数に満たない場合は、投票を行わなければならない。
(投 票) 第 7 条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。 2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人（理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者） 3 名（ただし、理事候補者が選挙すべき理事の定数を満たさない場合は、満たさない人数）又は 1 名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。 3～5 （略）
(投票の点検) 第 8 条 （略）
(投票の効力) 第 9 条 （略）

(無効投票) 第 1 0 条 (略)
(当選人) 第 1 1 条 (略)
(無投票当選) 第 1 2 条 規約第 2 7 条第 1 項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しなければならない。 2 前項の場合において、選挙長は、理事候補者を当選人と定めなければならない。
(当選の告知) 第 1 3 条 (略)
(再選挙) 第 1 4 条 (略)
(繰上補充) 第 1 5 条 (略)
(補欠選挙) 第 1 6 条 (略)
(選挙録の作成) 第 1 7 条 (略)
(理事長の選挙) 第 1 8 条 理事の当選人が確定したときは直ちに理事長の選挙を行う。 2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事(理事長候補者を除く)の中から理事が選挙する。 3 (略)
附 則 この規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

以上